

## 情報通信審議会 郵政政策部会（第9回）議事録

### 1 日時

平成26年12月4日(木) 10時30分～11時05分

### 2 場所

総務省 第4特別会議室（8階）

### 3 出席者

#### （1）委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井野 勢津子、中山 弘子（以上3名）

#### （2）臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、山田 忠史（以上3名）

#### （3）総務省

（情報流通行政局）

武田郵政行政部長、齋藤企画課長、山碕郵便課長、菱沼貯金保険課長、  
後藤信書便事業課長、川野国際企画室長、松岡郵政行政総合研究官、  
渡部郵便課課長補佐

#### （4）事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

### 4 議題

第2次中間答申（案）について

【郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方  
（平成25年10月1日付 諮問第1218号）】

## 開 会

(村本部部长) ただいまから、情報通信審議会 第9回 郵政政策部会を開催いたします。

本日は、委員、臨時委員8名中、現時点で5名出席しておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事の次第に従いまして進めて参りたいと思います。

### 第2次中間答申（案）について

#### 【郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方（平成25年10月1日付 諮問第1218号）】

(村本部部长) 本日は、特定信書便事業の業務範囲の見直し等を内容とする第2次中間答申（案）、前回ご議論いただいたものですが、これについて、ご議論いただきます。

前回の部会で総務省から検討状況を伺いまして、その後、10月8日から11月6日まで、パブリックコメントをいたしました。

それでは、第2次中間答申（案）とパブリックコメントについて、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。

(山碕郵便課長) まず、資料9-1をご覧ください。第2次中間答申（案）でございます。時間の都合もございますので、要点のみに絞ってご説明いたします。

1ページ目、第1章、検討の経緯・基本的考え方でございます。本件につきましては、昨年の10月に「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問、審議を行っていただいております。郵便・信書便市場の活性化方策の在り方に関しましては、今年3月に中間答申をいただきまして、その後、下段でございますが、中間答申を踏まえ、総務省において、特定信書便事業の1号役務の大きさの基準、3号役務の料金の基準につきまして、事業者からより具体的な要望を聴取するとともに、事業者に対して具体的なデータの提出を求め、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、具体的な検討、また、併せてその他の規制緩和措置についても検討して参りました。その内容につきまして、先ほど部会長からお話がありましており、前回、10月7日の部会に報告、審議を

行っていただき、今日に至っているというものでございます。

2 ページをご覧ください。検討に当たりましての基本的な考え方を整理いたしました。前回の部会における審議の中で、日本郵便と信書便事業者の間で競争上のイコールフットディングを確保する必要はないのかというご指摘がございました。これにつきまして、最初に、この制度の趣旨を整理しております。

我が国における信書の送達に関する制度は、ユニバーサルサービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図るということを、基本的な考え方としております。このため、今の制度におきまして、日本郵便株式会社に対してはユニバーサルサービスの提供主体として必要と思われる規律を課す一方で、信書便事業者に対しましては、クリームスキミングの弊害を回避するとともに、憲法で保障された信書の秘密を保護するための必要最小限の規律を課した上で参入を認めるという考え方に立っております。特にこのうち、特定信書便事業につきましては、業務範囲を決めることによりまして、他にクリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において役務を提供する事業として制度の運用をしてきておりまして、今回の業務範囲の見直しも、この基本的な考え方を前提として検討することが必要である旨を整理しております。

それから、前回の部会でご意見がございましたが、日本郵便と特定信書便事業者の間のパイの奪い合いではなくて、全体として市場規模が拡大することが必要であろうということです。これはご指摘のとおりと考えておりますので、「また、」以降で始まる段落でそのことを改めて文章化して答申（案）に盛り込んでおります。

既存事業者と新規参入事業者との間の既存のパイの奪い合いではなく、サービスの多様化・高度化による需要の新規創出や、掘り起こしなど、全体としての市場規模の拡大につなげることを目指した検討が必要である旨を併せてこの基本的な考え方として文章化しております。

また、さらに、利用者の視点に立った検討も重要である旨、併せて記述をしております。

3 ページをご覧ください。以上の基本的な考え方を踏まえまして、郵便・信書便事業の活性化方策の在り方をまとめてございます。なお、本日、この中間答申（案）にお示しします内容は、前回の部会で議論いただきました方向性と、内容としては同じでございますが、それら審議の際にご説明したようなデータですとか、それから具体的な要望等をまとめて文章化したものでございます。ポイントのみご説明いたします。

まず、前段として「1 特定信書便事業の業務範囲の拡大」についてでございます。1号役務、大きいサービス、重いサービスの業務範囲につきましては、信書便事業者からの要望でございますが、まず、これまでも1号役務に参入される事業者は、制度開始以降、一貫して事業者数、通数、売上高ともに増加を続けております。

現在、扱うことのできる大きさは、3辺合計90cm超とされておりますけれども、

今回の見直しにあたっては、3辺の合計が70cm～80cm程度の一般信書便役務の大きさを超える大きさの信書便物であるとか、さらに小さいA4サイズ程度の信書便物を扱えるようにしてほしいという要望がございました。

一方、ユニバーサルサービスに与える影響の検証といたしましては、「まず、」で始まる真ん中辺りの段落のところですが、今回、後でご説明します、追加する範囲と同等の大きさの郵便物について、現在、日本郵便で扱われている通数が約385万通、売上が約19億円でございます。これは郵便の収入全体に占める割合としてみますと、前回の部会でもご説明しましたが、約0.15%であるということから、特定信書便事業者を取扱いを認めても、ユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないだろうと判断しております。

なお、一般信書便役務に係る信書便物の大きさと重複しない大きさのものの中には、3辺の合計が73cm以下のものがございます。例えば30cm×20cm×5cmというものでございますが、これについては、サービスの提供の仕方によっては、ユニバーサルサービスの提供確保に影響を与える可能性があるということから、慎重な判断が必要であるとしております。

次に、4ページでございますが、信書便事業者から要望がさらにございましたA4サイズの信書便物につきまして、これらを追加することとした場合に、同等の大きさの物数は6.6億通で1,589億円、収入全体に占める割合が約12.4%に達するというところでございますので、これらまで取扱いを認めると郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与えると考えられるところでございます。

以上の内容から、見直しの方向性といたしましては、下段に図がございますけれども、3辺の合計が73cmを超えるものを新たに1号役務の範囲に追加し、その他の大きさのもの、また、重量に関しては将来、必要に応じ追加を検討することが適当であるという内容にしてございます。

今回、73cm超のものが認められることとなりますと、A3サイズの信書を折らずにちょうどよい大きさの封筒に封入したものを扱えるようになります。これまでも特定信書便事業者の皆さんは、1号役務では、例えば自治体の巡回サービス等、新しいサービスを提供していただいておりますけれども、今回の見直しにあたりましては、さらに需要の新規創出、掘り起こしを促進し、この範囲において市場全体が拡大することを期待したいとしております。

5ページをご覧ください。続いて、2といたしまして、3号役務、「高いサービスの業務範囲」についてでございます。3号役務についても、制度開始以降、一貫して事業者数、取扱物数、売上高ともに増加を続けております。信書便事業者の皆さんからは、現在、1,000円超の基準に対して500円まで引き下げてほしいという要望があった一方で、品質低下を懸念して現状維持又は800円程度までの引下げにとどめるべきとの要望もされたところでございます。

一方、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証といたしましては、まず、500円まで下げた場合に、同等の料金の郵便物が6,721万通で約430億円、全体に占める割合が3.36%という状況です。一方、800円までとどめた場合は、同等の料金の郵便物が822万通で70億円ということで、これについては全体に占める割合が約0.55%であるということでございます。

これらのユニバーサルサービスに与える影響の検証、また、信書便事業者からの要望を踏まえまして、③の見直しの方向性といたしまして、現行の1,000円超を800円超まで引き下げることが適当であるとしております。

なお書きといたしまして、信書便事業者から要望がございましたとおり、利用者がサービス品質低下等の不利益を被ることのないよう留意するという一方で、具体的には総務省において各事業者の事業計画の遵守状況をチェック、あるいは事業者団体におかれて品質維持向上に向けた自主的な取組を促進することが必要であるとしております。

6ページでございますが、3号の基準については、今後も弾力的に見直すことが必要であるということをお示ししております。

今回、800円超まで引き下げますと、特定信書便事業者におかれましては、日本郵便のレタックスのように1,000円以下で電報類似のサービスを提供することも可能になりますし、1号と同様ですけれども、需要の新規創出や掘り起こし、この範囲における市場全体の拡大を期待したいとしております。

次に、「2 その他の規制緩和措置等」についてでございます。前回の部会で方向性をお示しました4点について文章化してございます。

1点目が、「信書便約款に係る認可手続の簡素化」ということで、総務大臣が作成する標準約款と同一の信書便約款によって事業を行う場合には、認可手続を省略するなど、手続の簡素化を図ることが適当であるとしております。これらによりまして、事業者におかれましては事務コストの軽減等のメリットを見込んでおります。

2点目が、「信書便の業務委託に係る認可手続の簡素化」ということで、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、添付書類を省略するなど、手続の簡素化を図ることが適当であるとしております。

「注」にございますとおり、同様の手続については、日本郵便の郵便業務についても併せて簡素化を図ることが適当であるとしております。

この見直しによりまして、事業者におかれましては、信書便物の取扱量の増加に迅速に対応することができ、ビジネスチャンスをより確実に捉えることができるようになることを期待しております。

7ページをご覧ください。3点目が、「業界の自主的な取組の促進」でございます。これまでそうですが、今回の見直しも踏まえまして、さらに多種多様な業態からの参入、あるいは行政手続も事前から事後規制に重点が移ることになると考えており

ます。こうしたことを踏まえまして、信書便事業者団体におかれまして、広報活動、講習会の実施、あるいは利用者保護の取組といったような自主的な取組を促進していただきたいとしております。

最後に、4点目でございますが、日本郵便に対する規制緩和として、「郵便料金の届出手続の緩和」でございます。これまでご説明しました制度の見直しによりまして、特定信書便事業者のさらに活発な市場参入、あるいは近年の国際宅配便の需要の増加等によりまして、いろいろな高付加価値サービスが多様な料金設定で提供されてきております。

市場動向をより迅速に反映した料金設定をできるようにするため、下の表の真ん中の項、基礎的な信書送達を除いた郵便料金の届出手続について、現在の10日前の事前届出制から事後届出制に緩和することが適当であるとしております。

なお、料金水準につきまして、万国郵便条約等の国際約束に適合していることをより確実に検証できるよう必要な措置を講ずる必要があるということをご付言しております。

同様に、実際には、参入はございませんけれども、一般信書便事業者につきましても同様の手続緩和をすることが適当であるとしております。

最後に、「3 今後の取組」でございますが、以上の方策については、総務省において、速やかに実施に向けた準備を行うことが適当であるとしております。また、前回の部会でご指摘、ご意見がございました今後の見直し方向につきましても、以上の方策の実施後においても、郵便のユニバーサルサービスの提供状況あるいは特定信書便事業への参入状況等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行うことが適当であるということにしております。

最後、8ページ目でございますが、「なお」、といたしまして、並行して諮問させていただいております郵政事業全体のユニバーサルサービス確保方策の在り方については、今後、コストの算定結果等を踏まえて、来年7月目途の最終答申に向けて、この場で審議を進めていただきたいというふうに考えております。

以降は参考資料でございます。第2次中間答申（案）の内容の説明は以上でございます。

続きまして、資料9-2、横長の資料をご覧ください。部会長から冒頭、お話がありましたとおり、10月8日から1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。

全体で7件の意見が提出されました。提出順に番号、それから提出された意見、一番右の欄に意見に対する考え方をまとめております。多くの内容は今ご説明しました答申（案）に含まれておりますので、それに含まれていない新しい内容について、簡単にご紹介いたします。

1ページ、番号は2番ですが、全国郵便局長会からの意見でございます。全国郵便局長会からは、今回の見直しによって郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じることのないようにしていただきたい。あるいは、政府に対して、この特定信書便事

業の拡大だけでなく、郵便の利用促進や郵便のユニバーサルサービスの維持に資するような環境整備を進めていただきたいという意見をいただいております。

1点目につきましては、中間答申の中でも基本的な考え方のご説明したとおり、今回の見直しについては、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したとしております。

また、2ページ目でございます。右側ですが、2点目の全般的な要望については、この部会としても要望を踏まえて審議を進めていきます。また、部会としては、総務省に対しても、それらの要望を踏まえて、利用の促進、環境整備を進めることを期待したいということとしております。

番号の3ですが、これは日本郵便株式会社の意見でございます。長文でございますが、3ページをご覧ください。(1) 1号役務の拡大による影響といたしまして、その七、八行下ですけれども、「競争上のイコルフットィングが確保されないまま規制が緩和されることについて、趣旨を明確に説明いただくべきだと考えている」ということです。これにつきましては、3ページの右側のところ、1段落目の一番下のところですが、この制度自体は日本郵便と信書便事業者との間の競争条件を完全に一致させることは前提としておりませんということで、改めて考え方を整理しております。

左側に戻っていただきまして、(1)の真ん中辺り、「なお」というところから、「さらに」というところですが、1号役務の拡大による影響、最後のところですが、影響額は19億円にとどまらない可能性があるという指摘をいただいております。これはそういう視点があるということはそうなのかもしれませんが、部会の考え方としては、右側ですけれども、先ほど中間答申でご説明いたしました、真ん中辺り、参入事業者がこれまで郵便では提供されていないような新たなサービスを提供することにより、新規需要が創出され、この範囲において市場全体の拡大も期待できると考えているとしております。

「なお」といたしまして、後でまた出て参りますが、信書便事業者の団体からは、このパブリックコメントに対して、新たなサービスの開発に取り組み、新たな需要の掘り起こしに取り組んでいきたいという考え方が表明されているということもご紹介しております。

それから、(2)の3号役務の点は1号役務と同趣旨のことが書かれておりますので、説明は省略させていただきます。

4ページをご覧ください。2といたしまして、郵便のユニバーサルサービス維持に向けた要望となっております。中段辺り、(1)として、効率的な集配体制構築のための環境整備です。また、5ページに(2)といたしまして、ユニバーサルサービス提供に必要なネットワーク整備等に対する支援措置といたしまして、個別の要望がなされております。また、「なお」といたしまして、料金届出規制の一部緩和の措置について

て、具体的な効果が期待できないのではないかというご指摘がありました。

(1)、(2)の個別の要望につきましては、5ページの右側の考え方でございますが、先ほどの全国郵便局長会に対する考え方と同様ですが、ご要望も踏まえつつ審議を進めていきたいということでございます。また、当部会としては、総務省に対しても、それらの取組を期待するという事としております。料金の届出手続の緩和につきましては、現行と比較すれば市場動向をより迅速に反映した料金設定が可能になるものというふうに考えておりますので、一定のメリットはあるということで整理しております。

6ページをご覧ください。番号4、日本郵政グループ労働組合、J P 労組でございます。挙げられた意見、1番の郵便のユニバーサルサービス確保の観点については、挙げられた視点は、概ね日本郵便の指摘と同趣旨のものでございますが、1点、7ページの一番上のところですが、「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性」という規制緩和の方向性のみが先行的に議論されていることに強い違和感を禁じ得ないと、諮問事項に関する議論の順序についての意見がありました。

これにつきましては、戻っていただいて恐縮ですが、6ページ目の右側の下の、「また」、で始まるところですが、特定信書便の業務範囲の在り方等につきましては、この部会で議論が始まる前に、規制改革会議で議論が行われまして、昨年6月の閣議決定におきまして、平成25年度に検討・結論を得るとされたところです。これを受けて、この情報通信審議会に諮問されたことを踏まえて、この諮問事項について先行して審議を行っているということとしております。

なお、今回の見直しの方向性には、特定信書便事業に係る規制緩和だけではなく、日本郵便に対する規制緩和も内容として盛り込んでいるということも付言しております。

それから、8ページをご覧ください。J P 労組の意見の2といたしまして、日本郵便の現状と取り巻く課題等ということで、会社で働いている社員の皆さんの労働条件について言及がございます。

それから、3といたしまして、本日は添付せず、省略しておりますが、J P 労組の海外郵便事情調査報告書というものがパブリックコメントの中で提出されております。

これらにつきましては、8ページの右側下段ですが、そうした事情も踏まえつつ審議を進めていく、あるいは調査報告書につきましては、9ページですが、審議の参考として承るということにしております。

9ページの番号5でございますが、一般社団法人信書便事業者協会のご意見でございます。全般としては賛同する意見というふうに理解をしております。

2つ目の「○」ですけれども、先ほどの答申(案)の中で、あるいはパブリックコメントに対する考え方のところでお示ししましたが、郵便では提供されていないような創意工夫を凝らしたサービスの開発に取り組み、新たな需要の掘り起こしに取り組んでいきたいという意思表示がされているところでございます。



個別の点としては、3つ目の「○」、4つ目の「○」のところで、料金基準の引下げに関するチェック体制の構築、業務委託に関する手続の簡素化の点について要望が出されております。

これらにつきましては、冒頭ご説明しました答申（案）の中で反映をしておりますので、右側の考え方の中でも、この答申（案）にその内容を盛り込んでいるということをご説明したところでございます。

10ページ目をご覧ください。6番でございます。郵政産業労働者ユニオンでございます。

1の論議のあり方につきましては、先ほどJP労組の意見にもありました、特定信書便事業だけ先行的に取り上げるのはいかがかというものですので、ご説明は省略をいたします。

それから、下段の2の（1）1号役務の業務範囲の拡大につきまして、今回の拡大とは別に、将来、必要に応じ、追加を検討するというさらなる拡大につきまして、11ページの上の方ですけれども、今後、さらに重大な影響を与えられられるため反対するということが言われております。

それから、3といたしまして、規制緩和のところで、委託に関する手続の簡素化の点に対しまして、労働者の労働条件の低下が予想されるので慎重な検討を要するという意見をいただいております。

最初のさらなる拡大について、でございますが、11ページの右側のところですけれども、将来、必要に応じ、追加を検討する場合においても、このような観点、先ほどご紹介しました、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であるということ、こういう観点から検討することが必要であるということを説明しております。

委託の認可に関しましては、今回、手続の簡素化を出しておりますけれども、委託を行う際の、そもそもの認可基準は引き続き維持しますので、労働条件の低下につながるとは考えていないという整理にしております。

最後に7番です。佐川急便株式会社の意見でございますが、現在では提供されていないような、創意工夫を凝らした新商品の開発を行いたいということで、賛同する意見として承るということにしております。

長くなってしまいましたが、第2次中間答申（案）とパブリックコメントに対する考え方の案をご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

（村本部長） ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらご自由にご発言いただきたいと思います。

答申（案）の7ページ目なのですが、ここに「万国郵便条約等の国際約束に適合していることをより確実に検証できるよう」云々とありますけれども、この辺、もう少し何かご説明ございますか。料金について、万国郵便条約では何か決まっている

ので、そこは駄目とか何とかというのはあるわけですか。

(川野国際企画室長) 国際企画室長でございます。

前回の審議の際にもご質問ございましたが、万国郵便条約ですが、これは日本も加盟しておりまして、世界で192か国が加盟している国際郵便に係る国際約束でございます。

この条約の中に、国際郵便に関する料金について、原則として各サービスの提供に必要な費用と関係を有するものでなければならないという規定がございます。そのため、我が国として、この部分は国際社会に対してきちんと約束をしなければならないということでございます。

今回、日本郵便の料金の手続についても、この答申(案)にございますとおり、柔軟な料金設定ができるようにしており、規制緩和の方向で答申(案)をご議論いただいているわけですが、当然それは条約の義務をきちんと守った上でということになりますので、そこは一定程度の措置が必要になると考えております。

(村本部長) はい。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

(井野委員) 同じく7ページ目なのですが、自主的な取組の促進といったことで、最後に広報活動や講習会の実施、利用者保護等の自主的な取組を促進ということが書いてありますが、特に利用者保護等というところについて、もう少し具体的にお聞かせいただけませんか。

(後藤信書便事業課長) 具体的には、実は今も実施しているところなのですが、イメージとしては、東北とか北海道とかといったブロックごとに事業者さんがお集まりになる場に、自治体さんにもお集まりいただいて、「信書とは何か」というような定義を説明するとか、あるいは各事業者さんの先進的な取組について講習会をすることかいうようなことを既にやっておりますが、これをさらに充実させていこうというようなことでございます。

利用者保護の1つには、信書制度というものをしっかりとお守りいただいて、この制度を活用していただくというようなことも含まれるというふうにご理解いただけたらと思います。その他、今後、この制度を活用する中でニーズが出てくれば、またそれも含めてということでございます。

(井野委員) 今までやってきたことを繰り返していくということによろしいのでしょうか。

(後藤信書便事業課長) そうですね。全く同じかどうかというのはありますけれども、やはり講習を進めていく中で、今までは基礎的な信書についてというお話だったものが、もう少しこういう新しいサービスがあればもっと私たち便利になるのにとか、そういった声も踏まえた事業のあり方など、いろんなステージがあると思いますので、そこはまだどこまでいけるのかということは現段階では申し上げにくいところもござ

いますが、引き続き、ご関係の委員の先生方にご指導いただきながら深化させていきたいと考えております。現在は、その出発点にあるというところでございます。

(村本部長) 今さらということで大変恐縮なのですが、6ページ、総務省が作成している標準約款というのがあると書いてあります。この標準約款というのは簡単に見られるものなのですか。ホームページに載っているのでしょうか。

(後藤信書便事業課長) 現段階では載っておりませんが、ひな形というのでしょうか、このような形で考えたらどうですかという記載例を冊子にしてお配りしておりまして、それをさらにブラッシュアップして、できあがりましたらホームページ等で広くオープンにするということも当然必要と思います。

(村本部長) わかりました。

前回以降、先ほどのご説明のようにパブリックコメントもしまして、そのお話も伺いました。そして、各委員にも事務局とご議論をいただいたというふうに承っておりますので、もしこの段階でこれ以上特にとということになれば、中間答申(案)の取扱いについてご審議いただきたいと思っておりますけれども。

もしよろしければ、この第2次中間答申(案)というのを部会の第2次中間答申という形にしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。併せて、パブリックコメントについての意見とその考え方というのもこれで案を取ってよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定するというにいたしたいと思っております。

今の中間答申につきまして、総務省から、今後、どのようなご対応になるかというようなことについて、ご発言いただきたいと思っております。

(武田郵政行政部長) 郵政行政部長の武田でございます。

本日は第2次中間答申を取りまとめていただき、ありがとうございました。いただいた答申の「特定信書便の業務範囲の拡大」、それから「規制緩和措置」は郵便市場、信書便市場の活性化につながるものであり大変重要な方向だと思っております。総務省といたしましては、できる限り速やかに実現できますよう、制度改正に直ちに着手していきたいと思っております。状況につきましては、また逐次ご報告させていただきたいと思っております。

先生方におかれましては、大変ご多用のところを短期間のうちに精力的にご審議いただきまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本諮問には、もう1つの大きな事項、郵政事業の将来にわたってのユニバーサルサービスの確保方策ということがまだ残されております。希望としましては、来年7月まで目途にお取りまとめいただきたいと思っておりますので、ぜひ村本部長はじめ委員の先生方におかれましては、引き続き活発なご審議の方をよろしくお願いいたします。

す。本日は誠にありがとうございました。

(村本部会長) ありがとうございました。以上で議題は終了ということになりますが、今、武田部長からご発言がありましたように、まだ今後若干我々、宿題を抱えておりますので、もしこの段階でこういうことも考えろというようなことがございましたら、ご自由におっしゃっていただければ参考になるのではないかと思います、何かございますか。

とりあえず春からの我々の宿題については、一応の段階で答えが出たかなというように思っておりますので、皆様のご協力に感謝したいと思います。

## 閉 会

(村本部会長) 事務局から何かございますか。

(蒲生管理室長) ございません。

(村本部会長) よろしゅうございますか。

それでは、今日の会議をこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。